

平成 24 年 3 月 14 日 (平成 23 年度第 18 号)

全国保育士会委員ニュース

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育士会事務局
〒100-8980
千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503
FAX 03-3581-6509
E-mail info@z-hoikushikai.com
http://www.z-hoikushikai.com

本ニュースは、全国保育士会委員、監事、都道府県・指定
都市保育士会事務局に送付しています。

<ニュースの内容>

「子ども・子育て新システムに関する基本制度」少子化社会対策会議で決定
平成 23 年度人事院勧告と保育所運営費関係について（報告）
～ 23 年度人事院勧告による保育所運営費への反映（遡り引き下げ）は行わないことに～
平成 23 年度全国児童福祉主管課長会議が開催される

「子ども・子育て新システムに関する基本制度」 少子化社会対策会議で決定

3 月 2 日、全閣僚で構成される少子化社会対策会議において、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」ならびに「法案骨子」が決定されました。これは、子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下、子ども・子育て新システム基本制度ワーキングチームにおいて、平成 22 年 9 月より「子ども・子育て新システム」の具体的な制度設計について検討を重ね、平成 24 年 2 月 13 日に「子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ」が公表されたことを受けて決定したものです。

今回の決定において、2 月 13 日に公表された「子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ」からの追記・変更点は大きく次の 2 つです。

- (1) こども園（仮称）の指定・指導監督の主体が市町村と整理されたこと。
- (2) 費用負担に関して、国と地方の負担割合の数値（現行ベース）が明示されたこと。

加えて、市町村新システム事業計画および都道府県新システム事業支援計画の必須記載事項において、「見込量確保のための方策」と記載されていたものが、「提供体制の確保の内容及びその実施時期」と、より具体的に変更されています。

なお、今後の動きとしては、今国会に関連の三法案(子ども・子育て支援法 / 総合こども園法 / 子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律。いずれも仮称)が提出される予定です。

また、新システムの実施時期は「恒久財源を得て早期に本格実施を行うこととするが、本格施行の具体的な期日については、「社会保障・税一体改革大綱」(平成 24 年 2 月 17 日閣議決定)において、平成 26 年 4 月より 8 %へ、平成 27 年 10 月より 10 %へとされている消費税の引き上げの時期を踏まえるとともに、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に一定期間を要することも考慮して、検討することとする。」されています。

本会では、現場において子どもと保護者の最も近くで、保育を実践する立場から、子ども・子育て新システムについて、全国保育協議会との協働により下記について意見を主張してきました。

- 1．一人ひとりの子どもの発達を保障し、子どもの豊かな育ちを支えるため、子どもの発達の連続性を確保し、すべての子どもに養護と教育を一体的に提供する制度とするべきである。
- 2．新システムの導入は、保育の質の向上につながるものでなければならない。そのためには、保育士の資質向上と処遇改善、職員配置基準の改善が不可欠である。
- 3．制度設計は、財源確保と一体的にすすめるべきである。

1月31日開催の基本制度WT第20回会合では、とりまとめの理念に、「乳幼児期の教育のさらなる充実・向上」だけでなく「養護」の視点を明確に記すべきであることを主張するとともに、私学助成の存続は反対であることを再度表明しました（全保協・菊池副会長が委員として参画）。私学助成については、現行の私学助成のうち幼稚園運営の基本部分をこども園給付に統合、幼稚園の預かり保育と子育て支援は子ども・子育て支援事業に位置付けられましたが、特別支援教育と小学校教育との連携等のうち特に質の高い特色ある取り組みについて、設置主体を問わず私学助成で対応することとなりました。

また、社会福祉法人をはじめとする子育て支援当事者は、子ども・子育て支援に携わる者であり、かつ、事業者として費用負担も同時に行っていることから、国の子ども・子育て会議（仮称）の構成員として明確に位置づけられるべきであることを求め、その意見が反映されました。

今後は、法案の内容を確認し、常任委員会を中心に状況に応じ必要な対応をはかるとともに、今後行われる子どもの育ちに関する理念を具現化する「こども指針（仮称）」、「総合こども園保育要領（仮称）」や「保育教諭（仮称）」等に関する検討に対し、常任委員会を中心に協議し対応をはかっていくこととしています。

全文は、内閣府少子化対策ホームページからご覧いただけます。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/index.html>

平成 23 年度人事院勧告と保育所運営費関係について（報告） ～ 23 年度人事院勧告による保育所運営費への反映（遡り引き下げ）は 行わないことに～

2月29日、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）が公布され、平成24年3月1日から施行となりました（特例部分は同年4月1日施行）。

この法律は、平成23年9月30日付のいわゆる人事院勧告（以下、人勧と表示）にともなう給与改定とともに、東日本大震災への対処として歳出削減の視点から、平成24年4月～26年3月までの国家公務員の給与を減額して支給する措置を内容とするものです。

これに関し、平成23年度保育所運営費への影響について、3月1日に厚生労働省保育課運営費係に確認をしたところ次の回答を得ました。

1. 平成 23 年度人勤分について、23 年度分保育所運営費への反映（遡り引き下げ）は行わない。

- (1) 前提として、人勤は運営費の引き下げに反映される性質のもの。
- (2) ただし、今回の人勤は、中堅～高年層の削減部分が大い内容である。
- (3) 保育所運営費の算定に関しては、平均的な賃金を勘案した上で、さらに民改費部分を鑑みるもの。
- (4) 上記(2)および(3)の考えにおいて、23 年度人勤が現行運営費に影響するか試算をしたが該当しなかったため、平成 23 年度保育所運営費の反映は行わない。
- (5) なお、24 年度分の運営費は 24 年度人勤に拠るところとなる。

2. 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(に係る引き下げは、23～24 年度の保育所運営費に反映しない考え。」

- (1) 上記考えは厚労省として整理したもの。最終的には政府・与党の決定に拠るが、議論があったとしても、影響は出ないものとした。
- (2) そもそも当該法律は国家公務員にのみ適用されるもので、民間保育士への影響が出ることは適当ではないとの整理。
- (3) なお、国における 24 年度予算は、当該法律の考えをふまえた算定ではないが、その補正予算の審議過程においても、上記(2)の考えのもとに進めたい。

平成 23 年度全国児童福祉主管課長会議が開催される

2 月 27 日に全国児童福祉主管課長会議が、厚生労働省の講堂において開催され、平成 24 年度児童福祉関係予算案にともなう雇用均等・児童家庭局等の事業の説明がありました。主な、説明事項は下記のとおりです。

なお、「待機児解消『先取り』プロジェクト」については、その内容を拡充強化していくことが示されました。「待機児解消『先取り』プロジェクト」は、待機児童の解消に向けた取組が喫緊の課題であることから、官邸の待機児童ゼロ特命チームが平成 22 年 11 月に取りまとめたもので、子ども・子育て新システムの平成 25 年度施行に先がけ、新システムのうちすぐに実施が可能なものについて前倒しで実施をすることとしたものです。平成 23 年度第 4 次補正予算で「安心こども基金」の積み増しと平成 24 年度末までの実施期限の延長に伴い、待機児童解消の取組を加速させるため、従来から実施している施設整備費支援と併せて運営費支援についても基金で実施することとなりました。これにより、従来は「プロジェクト」事業の施設整備費支援と運営費支援について、別々に必要であった事業計画の策定や申請手続きの一本化がはかられます（具体的な内容は、7 ページ参照）。

1. 局長挨拶

- 合計特殊出生率の低下、平成 22 年も 1.39 と依然低い水準であり、深刻な少子化に歯止めがかかっていない。
- 新たな将来推計人口においても、この水準が今後とも続くこととなっている。
- 児童虐待により、子どもがいのちを失う痛ましい事件が続いている。
- 児童相談所の対応件数も年々増加し、平成 22 年度は最高 56,384 件と過去最高。
- 死亡に至るケースも毎年、50 件～60 件発生しており、その中には児童相談所・市長村等の関与がありながら子どもの命が失われる事例も生じている。
- このような状況の中で、平成 24 年度様々な子ども子育て支援策を推進していく。
- 主要施策のポイントについて

[子どものための手当]

- ・ 昨年 12 月に 4 大臣合意、平成 24 年度予算案に主要経費を計上、児童手当法の改正を通常国会に提出している。
- ・ 法案の年度内の成立にむけ、与野党間のすみやかな協議をお願いしている。
- ・ 内容変更については、随時情報提供していく。
- ・ 現行の子ども手当について、未申請が 1 割程度いることが判明。申請期限まで 1 か月たらずであり、きめ細やかな対応をお願いしたい。

[子ども・子育て新システム]

- ・ 2 月 13 日に、子ども・子育て新システムの基本制度のとりまとめが公表された。少子化社会対策会議において決定し（3 月 2 日開催、決定済）本国会に法案を提出する予定。
- ・ 新システムの本格実施にむけ、厚生労働省も関係省庁と協働し、情報提供を行っていく。

[平成 24 年度の予算案・改正事項]

安心こども基金、妊婦健康診査支援基金の積み増し・延長

待機児童解消「先取り」プロジェクトを含む保育所待機児童の解消に向けた取組み

児童養護施設等の人員配置の引上げ等、社会的養護の充実にむけた取組み

ひとり親家庭の総合的な自立支援への取組み

虐待を受けた子どもへの新たな支援施策の整備（民法等の一部改正）

東日本大震災によるケアを必要としている子どもへの支援を引き続き進めている

- 子ども・子育て家庭を社会全体で支援していくためには、保健、福祉、教育等、関係部局が連携し、それぞれの地域における NPO や企業等と協働のもとで、子ども・子育て家庭に対する現金・現物サービスの充実と、ワークライフバランスの実現を同時にすすめ、総合的な施策を進めることが求められている。
- 国・自治体・事業主等の関係者が総力を決し、すすめていくことが重要。とりわけ各地域の実状を熟知している自治体の役割は重要と考えている。様々な取り組みが進められるようご尽力いただきたい。

2. 各課説明

(1) 子どものための手当（子ども手当管理室長）

【資料 P11～、25】説明

- 詳細
 - ・ 所得制限未満は特別措置法の金額と変わらず。所得制限超は一律 5,000 円（所得制限は 6 月から）
 - ・ 平成 24 年 4 月以降の費用負担は、国 2：地方 1（ただし、公務員分は所属庁負担）。事業主は、15 分の 7 を負担。総給付費計 2 兆 730 億円
 - ・ 地方増収分（所得税・住民税の年少扶養控除等）の 5,050 億円の取扱いについて
 - ・ 子ども手当関係 2,440 億円 総務省関係 500 億円、子ども・国庫関係 1,841 億円 その他 269 億円
- 「子ども事務取扱交付金」は一般財源化。システム改修経費は安心こども基金（平成 24 年度末まで）
- P12 「児童手当法の一部を改正する法律案」は恒久法として出している。特別措置法との違いは下記のとおり。
 - ・ 児童福祉法に基づく指定医療機関に入院している子どもについては、施設入所等子どもとして支給。
 - ・ 婦人保護施設等に入所している高校生の親と子どもについては、施設ではなく、高校生の親に支給。

- ・法人の未成年後見人については、個人と同様支給（所得制限、第3子等は設けない）。複数の未成年後見人については、生計維持するもの
 - ・
 - 申請猶予期間（6月施行のため、11月末までに申請すれば遡り支給）
 - 子どものための手当法案については、野党より反発も多く、今後は厚生労働委員会で協議されていく予定。
- （2）総務・少子化対策企画室関係（総務課：川鍋課長補佐）
- ・子育て関係事業の一般財源化等について
 - 【資料 P41、66】平成 23 年度予算の子育て支援交付金（500 億）のうち、平成 24 年度予算案において次世代育成支援対策推進事業の「その他の事業」のうちの 3 事業、地方独自の子育て支援推進事業、子育て支援環境整備事業については 93 億円が一般財源化された。また、待機児童「先取り」プロジェクト事業については、平成 24 年度より安心子ども基金に組み替えを行っている。
 - ・安心こども基金について
 - 【資料 P43】平成 24 年度第 4 次補正予算において、1,270 億円（厚生労働省分 1,234 億円、文部科学省分 36 億円）の積み増しと、平成 24 年度末まで事業実施期限を延長。そのうち、地域子育て創生事業については平成 24 年度予算においては一般財源化している。（ただし、子育て支援策に係る電算システムの改修や東日本大震災により被災した子どもへの支援等は引き続き「安心子ども基金」で実施。）
 - ・地域における子育て支援の充実について
 - 【資料 P44】参照
- （3）子ども・子育て新システムについて（内閣府：藤原参事官）
- 子ども・子育て新システムは全閣僚で構成する少子化社会対策会議のもとで、6 府省の大臣で構成されている「子ども子育て・新システム検討会議」および、その下の作業グループ（それぞれの政務官クラスにて構成）、さらにはそのもとにある 3 つのワーキングチーム（以下、WT）において検討されてきた。
 - 【資料 P79】3 つの WT にて「子ども・子育て新システム基本制度案要綱」に掲げられた基本的方向性を踏まえて検討が進められ、7 月 29 日に少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」がなされた。中間とりまとめでは、幼保一体化の姿、新システムにおける給付システム、対象となる事業など大枠について整理した。（P80 以降は中間とりまとめ以降降された課題についての現時点でとりまとめられている資料）
 - 【資料 P81】（子ども・子育て新システムのポイントと検討の経緯）子ども・子育て新システムのポイントは 4 点。国と都道府県が市町村を重層的に支えながら、住民に最も身近である市町村が実施主体となる、社会全体による費用負担、政府の推進体制・財源を一元化、子ども・子育て会議（仮称）の設置。
 - 【資料 P83】（幼保一体化について）施設の一体化のみならず、幅広い視点で議論を重ねてきた。給付システムの一体化および施設の一体化により、質の高い学校教育・保育の一体的提供、質の確保された保育の量的拡大、家庭における養育支援の充実の 3 つを効果として考えている。
 - 【資料 P85】（指定制度の導入、給付の仕組みの説明）新システムでは、指定制度を導入し、質の確保のための客観的な基準を満たすことを要件に、認可外施設を含めて参入を認め、株式会社、NPO 等、多様な事業主体の参入を認めることにより、保育の量的拡大を図るとともに、利用者がニーズに応じて多様な施設や事業を選択できる仕組みとする。（ ）総合こども園（仮称）（ ）認可を受けている保育所、（ ）幼稚園、（ ）認可と同等の基

準を満たす施設の4類型を総称してこども園(仮称)と呼び、指定によりこども園給付(仮称)の対象とする。(具体的な制度設計についてはP86、87) 小規模保育、家庭的保育事業所内保育など事業それぞれの特性に応じた客観的な指定基準を設定し、指定により地域型保育給付(仮称)の対象とする。

- 【資料 P88】(契約方式について)こども園給付(仮称)については、保育の必要性の認定を受けた子どもも受けない子どもも、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約となる(直接契約)。ただし、要保護児童、障害児等の特別な配慮が必要な子どもなどについては、市町村が利用調整を行い、施設・事業者のあわせんや、当該施設・事業者に対して当該子どもの利用の要請が行われる。
- 【資料 P89】(地域型保育給付について)地域型保育給付(仮称)は、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つの類型において、それぞれの事業特性に応じた客観的な指定基準を設定し、質の確保を図る。地域型保育給付は、待機児童解消のために加え、人口減少地域での活用の両方を考えている(詳細はP90.91)。
- 【資料 P92】(総合こども園(仮称)について) 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設。 満3歳未満児の受け入れは義務化されないが、財政措置の一体化等により、満3歳未満児の受け入れを含め、幼稚園及び保育所等の総合こども園(仮称)への政策的な移行を促進する。 学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系において、学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。 設置主体は、国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人及び一定の要件を満たした株式会社、NPOの法人(要件はP93) 職員配置はP93のとおり。保育教諭(仮称)については幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有することを原則とするが、片方しか取得していない方への経過措置についても検討していく。
- 【資料 P95】(市町村の権限及び責務と児童福祉法24条の改正について)児童福祉法24条の改正により、市町村の責務が後退してしまうのではないかとの声もいただいているが、子ども・子育て支援法の創設と児童福祉法24条の改正において、現行の児童福祉法に加えて、市町村計画策定の義務化や個人給付と権利保障の法定化(子ども・子育て支援法) 特別な支援が必要な子どもに対する市町村による保育の措置(改正後の児童福祉法)を規定することなどにより市町村がトータルで責任を果たすことのできる仕組みとしている。(市町村の公的関与の詳細についてはP97)
- 【資料 P98】(利用者負担について)利用者負担については、現行制度の利用者負担の水準、利用者の負担能力を勘案した応能負担を基本として定める。ただし、利用者負担の水準については、財源確保と併せて制度施行までに検討する。
- 【資料 P100】(国の所管および組織体制について)「総合こども園法(仮称)」、「子ども・子育て支援法(仮称)」は内閣府が所管をする。ただし、総合こども園(仮称)は法律上学校であり、児童福祉施設でもあるので、文科省、厚労省と連携を取りながらやっていく。
- 【資料 P102】(財源の確保について)WTにおいても保育所関係団体、幼稚園関係団体、市町村関係団体などから一致して、制度設計は恒久財源の確保と一体的にすすめるべきとの意見をいただいていた。そのことをもとに、量・質の向上のために財務当局に対して1兆円超の財源確保が必要である旨を伝えてきた。その結果、1兆円超のうち、7,000億については消費税により確保することが決まった。残りについては今後施行までに検討する。
- 【資料 P105】(今後のスケジュールについて)7月に「中間とりまとめ」を取りまとめ、その後、秋からは基本制度WTを再開し、中間とりまとめにおいて示された残された課題について検討し、2月13日には基本制度WTにおいて最終とりまとめを公表した。今後は政府決定をし、(この後3月2日の少子化社会対策会議にて決定済) 予算非関連法案として国会への税制抜本改革とともに法案提出をめざしたい。法案成立後は、国としては子ども・子育て会議(仮称)において国の基本指針の策定、指定基準の検討などをすすめる予定(平成25年度より実施)なので、それを受け、各自治体においても事業計画への準備やニーズの把握などの準備をすすめていただきたい。円滑な施行については、法案成立

後早急に仕組みを考えていきたい。

(4) 保育課・幼保連携推進室関係(保育課:橋本課長)

・「待機児童解消「先取り」プロジェクト」について

- 【資料 P111】「待機児童解消「先取り」プロジェクト」については、第4次補正予算案にて下記4点において拡充強化を図った。

「プロジェクト」対象自治体の拡大(実施対象を待機児童が10人以上の自治体 待機児童がいるすべての自治体)

「プロジェクト」の参加要件の緩和(予定)(複数の事業を実施する自治体 1事業のみの実施でも可)

施設設備費支援に関する事業の充実

- ・30名までに限定していた定員要件の撤廃
- ・「公的施設」に限定していた地域の余裕スペース活用にあたっての要件の撤廃)

運営費支援に関する事業の充実

- ・グループ型小規模保育事業の充実(主任保育ママの配置のための経費の補助)
- ・認可外保育施設運営支援事業の充実

- このプロジェクトは待機児童解消が目的であり、国からの補助によって節約できた自治体の費用は、各自治体の待機児童解消のための費用に充てるようにしていただきたい。
- 子ども・子育て新システムにおいては大都市の待機児童対策を喫緊の課題としてとらえ対策をとるとされている一方、全国的には子ども数が横ばい、または減少している地域も多く、そういう地域でも地域の子育て機能を維持していくことが重要である。子ども子育て新システムにおいて地域型保育給付(仮称)の対象である小規模保育、家庭的保育などの事業を核とした先駆的な事例を積み上げていきたい。
- これまで、プロジェクトの対象となっていなかった自治体も積極的に利用してほしい。

・多様な保育サービス等の推進について

- 【資料 P114】平成22年1月に閣議決定された「子ども・子育てビジョン」に基づき、平成26年度までの具体的な目標を掲げて重点的に推進しているところ。来年度予算案においても、必要経費を計上しているので、積極的な取り組みをお願いしたい。

・東日本大震災への対応について

- 【資料 P116】災害の状況に応じた保育料の減免措置により、公費負担の増額分については、安心子ども基金が活用できることとしているが、平成24年度においても引き続き実施する予定なので、被災者への配慮をお願いしたい。

・年少扶養控除等の見直しに伴う保育料の影響について

- 【資料 P116】参照

・地方分権改革(保育所関係)について

- 【資料 P117】参照

・児童虐待の早期発見に係る取り組みの推進について

- 【資料 P117】平成24年1月20日「児童虐待防止等に関する政策評価」の結果が総務省より公表され、保育所における速やかな通告の徹底について市町村に対して要請するよう勧告があった。市町村のなかでの周知、徹底をお願いしたい。

・保育所等における安全管理及び事故防止について

- 【資料 P118】参照

・保育士の再就職支援について

- 【資料 P119】待機児童の解消にむけては、保育所の新設や保育士の確保が必要となるが、保育士不足は深刻である。保育士不足の対策として、保育士資格を有しているが、保育士として働いていない「潜在保育士」の活用が強く求められている。厚生労働省では、平成 23 年度に保育士再就職支援事業として、潜在保育士の活用に向けた調査、再就職に必要な研修プログラム作成及び都道府県等を対象に説明会を実施した。保育士の再就職支援事業の報告書においては、76%の自治体が保育所不足を認識しているが、実際に保育士の再就職支援を行っている自治体は 22%にとどまっているという結果も示されている。それぞれの自治体における再就職支援策に取り組みられるようお願いしたい。

・保育所の耐震化の促進について

- 【資料 P119】参照

・保育園サーベイランスについて

- 【資料 P120】参照

(5) 虐待防止対策室

・児童虐待防止対策について

民法等の一部を改正する法律の施行等について

- 民法等の改正が行われ、里親委託中等の親権者等がいない児童の親権を児童相談所長が行うこととすることや、児童の福祉のために施設長等がとる監護等の措置について親権者等が不当に妨げてはならないこととするなどの措置を講ずるための児童福祉法の改正が行われた。
- 本法律の施行に向け、「児童相談所運営指針」の改正（案）、「施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン」（案）、「医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」（案）を策定し、発出する予定。
- 都道府県等におかれては、お示しした通知案を前提として、改正法の施行に向けた諸準備を進めていただくようお願いする。
- また、親権停止等の審判請求、未成年後見人の選任請求及び 28 条審判の手続については、児童相談所と家庭裁判所において適切に情報交換や協議をしていただくようお願いする。

児童の安全確認・安全確保の徹底について

- 児童相談所における児童虐待相談対応件数は、平成 22 年度は 56,384 件と過去最高。また、児童虐待による死亡件数は、把握されているだけで、心中事件を除き毎年 50～60 件程度発生しており、その中には、児童相談所や市町村等の関係機関の関与がありながら、子どもの命が失われる事例も生じている。
- 厚生労働省としても、児童虐待による死亡事例の発生に強い危機意識を持っており、関係省庁等とも連携しながら、児童相談所や市町村の体制整備などに務めているところであり、虐待により子どもの命が失われることのないよう、児童相談所を中心に、地域全体で全力を挙げた取組をお願いする。

死亡事例等の検証について

- 死亡事例等が発生した都道府県等の検証に当たっては、亡くなった子どもの視点に立って、今後同様の悲惨な事例の発生を防止するため、必要な改善に繋げるといった姿勢で臨んでいただくよう改めてお願いする。

以下、資料説明のみ【資料 P193-P197】

児童相談所・市町村の体制強化等について
義務付け・枠付けの見直しについて（第3次見直し）
児童家庭相談に携わる職員の研修について
児童虐待防止に向けた啓発活動について
児童虐待の防止等に関する政策評価（総務省統一性・総合性確保評価）について

・東日本大震災への対応について

成 23 年度第 4 次補正予算での対応について

- 平成 23 年度第 4 次補正予算において、延長・積み増しする安心こども基金において被災した子どもへの支援を引き続き行うこととしているので、活用をお願いします。

東日本大震災中央子ども支援センター等について

- 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会の日本子ども家庭総合研究所に対し、「東日本大震災中央子ども支援センター」を設置。
- 協働して支援活動を展開するための「東日本大震災中央子ども支援センター協議会」を設立することを要請し、平成 23 年 10 月 27 日に設置。
- 雇用均等・児童家庭局内に、同日付で「東日本大震災の被災地子ども支援室」を設置

全国児童福祉主管課長会議資料は、厚生労働省ホームページからご覧いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000023yot.html>

〔添付資料〕

(1)全国児童福祉主管課長会議説明資料（厚生労働省・平成 24 年 2 月 27 日）